

■＜参考＞静岡市都市公園条例（使用料・占用料関連抜粋）

※今後、条例改正により大浜公園の使用料、占用料については変更となる場合がある。本資料では現状の使用料・占用料を参考として提示する。

（行為の制限）

第4条 公園内において次に掲げる行為をしようとする者は、申請書を提出して、市長の許可を受けなければならない。ただし、法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、この限りでない。

- (1) 行商、募金、出店その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行をすること。
- (4) 競技会、展示会、博覧会、映画会、集会、撮影会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を利用すること。

2 前項の規定による許可を受けた事項を変更しようとするときは、申請書を提出して、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、第1項各号に掲げる行為が、公衆の公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、やむを得ないと認められる場合に限り、同項又は前項の許可をすることができる。

4 市長は、第1項又は第2項の許可に際し、公園の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

（利用の制限）

第5条 市長は、公園の損壊その他の理由により、利用が危険であると認められる場合又は公園を損傷するおそれがあると認められる場合には、公園を保全し、又は利用者の危険を防止するため、公園の利用に関し制限を設け、又は必要な措置を講ずることができる。

第5節 使用料

（使用料及び納付方法）

第17条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第2項の規定による許可を受けた者は別表第2に定める使用料を、使用料施設について第6条第1項の規定による許可を受けた者は別表第3に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の場合において、行為、設置、管理、占有又は利用（以下これらを「利用等」という。）に直接収入を伴う場合の使用料は、別表第2中1の(1)及び(2)、2、3並びに4の(1)のイ及びウ並びに別表第3の(2)及び(3)に規定する場合を除き、別表第2又は別表第3に掲げる額の5倍に相当する額とする。

3 使用料は、前納とする。ただし、特別の事情があるものの徴収方法については、市長が定める。

(使用料の不還付)

第18条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する。

- (1) 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第4条第1項若しくは第2項又は使用料施設について第6条第1項の規定による許可を受けた者の責めに帰すことのできない理由で利用等がでなかつたとき。
- (2) 市の都合で利用等の許可を取り消したとき。
- (3) 第1号に規定する者が利用等の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

(使用料の減額又は免除)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国、地方公共団体又は公共的団体が公用又は公益のために利用等をする場合で、特別の理由があると認めるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が適当と認めるとき。

別表第2 (第17条関係)

1 行為をする場合

区分	単位	使用料
(1) 第4条第1項第1号に規定する行為	面積によるもの	1平方メートル1日につき 88円
	面積により難いもの	1人1日につき 1,100円
(2) 第4条第1項第2号に規定する行為	面積によるもの	1平方メートル1日につき 88円
	面積により難いもの	1回1日につき 1,100円
(3) 第4条第1項第3号に規定する行為	面積によるもの	1平方メートル1日につき 44円
	面積により難いもの	1回1日につき 1,650円
(4) 第4条第1項第4号に規定する行為	面積によるもの	1平方メートル1日につき 33円
	面積により難いもの	1回1日につき 1,650円

2 公園施設を設置する場合

区分	単位	使用料
(1) 営利を目的とするもの	1平方メートル1月につき	44円以上
(2) その他	1平方メートル1月につき	44円

3 公園施設を管理する場合※(1)(2)は削除

区分	単位	使用料
(3) その他	1平方メートル1日につき	154円

4 公園を占有する場合

- (1) 法第7条第1項第6号に規定するもの及び消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第8条に規定する駐車場その他の施設※一部項目削除

区分		単位	使用料
ア	第4条第1項第3号に規定する行為のために設けられる仮設工作物	1平方メートル1月につき	44円
イ	第4条第1項第4号に規定する行為のために設けられる仮設工作物	その他	1平方メートル1月につき
ウ	その他の占有物件	1平方メートル1月につき	33円

- (2) 法第7条第1項各号（同項第6号を除く。）及び法第7条第2項に規定するもの（消費税法施行令第8条に規定する駐車場その他の施設を除く。）

区分		単位	使用料
ア	電柱、標識その他これらに類するもの	1本1年につき	780円
イ	電話柱（電柱であるものを除く。）	1本1年につき	690円
ウ	公衆電話所	1個1年につき	1,400円
エ	ガス管、工業用	外径が0.4メートル未満のもの	1メートル1年につき
	水道管、下水道管、地下ケーブル等	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートル1年につき
		外径が1メートル以上のもの	1メートル1年につき
オ	その他の占有物件	1平方メートル1月につき	30円

備考

- 1 使用料の額が年額で定められている使用料の算定については、使用等の期間が1年に満たないとき、又は1年に満たない端数があるときは、月割りをもって計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 2 使用料の額が月額で定められている使用料の算定については、使用等の期間が1月に満たないとき、又は1月に満たない端数があるときは、1月に切り上げる。
- 3 使用料の額が平方メートル又はメートルを単位として定められている場合において、利用等の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切捨てて計算するものとする。

- 4 (2)の表に規定する場合で占有の期間が1月未満のものについての使用料の額は、同表の規定により算定した額に、100分の110を乗じて得た額とする。
- 5 使用料の額が、100円に満たないときは、100円とする。
- 6 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。